

令和6年度 生活のきまり（校則）

1. 朝の時間帯について

- (1) 8時25分までに校門を通過し、8時30分までに教室に入らなければ遅刻となる。
- (2) 8時25分のチャイムで、教室に来た人から読書を始める。
- (3) 1限の授業が自教室以外の場合は、8時40～45分の間に移動する。

2. 昼食・昼休みの時間帯について

- (1) 4限終了後15分間とする。その後、教室外に出ても良い。食事中の人の迷惑にならないように配慮する。
- (2) 教室のテレビ視聴はしない。
- (3) 昼食時の座席は、原則として自分の座席で食べる。

3. 終業の時間帯について（終学活）

- (1) 6限終了後10分間を終学活の時間とする。
- (2) 他のクラスへの妨げをしないように、終わりのチャイムまでは教室外に出ない。

4. 下校について

- (1) 校門を出たら、必ず路側帯を通行し、交通ルールをしっかりと守り速やかに下校する。
- (2) 下校時間が過ぎてから、校門外でミーティングや活動等はしない。
- (3) 部活動のない人は特別な場合を除いて、清掃終了後速やかに下校する。

5. 服装について

- (1) 服装は学校指定のブレザー、ズボン、スカート、長袖シャツ、半袖シャツとし、体育の授業は指定の体操服を着用する。

・スカートは、ひざ程度の長さにする。

・行事や部活動などで指示があった場合は、指示通りの服装で登下校する。例：体操服で登下校

- (2) セーター、カーディガン、ベスト（ブレザーの下に着用するもの）

・黒色か紺色。ワンポイント可。トレーナー、パーカーは着用しない。

・セーター、カーディガン、ベストを着用する際、登下校時は必ずブレザーを着用する。

(3) 防寒・防暑

・手袋、マフラー、防寒着、帽子は登下校に着用する。

・タイツを着用しても良い。体育時の着用については、保健体育科教員からの指示がある。

(4) 靴

・運動に適した靴を着用する。

・外靴、体育館は運動に適した靴（体育館シューズ）、校舎内はスクールシューズ（上靴）の3足制とする。

・体育館シューズは部活動で使用するものと併用可。

(5) その他

・年間を通して、夏冬服移行期間・衣替えを廃止し、各自服装の調整を行う。

・年間を通して、防寒着の着用についても各自調整をする。ただし防寒着はブレザーの上に着用すること。

5. 頭髪について

- (1) 髮どめをする場合は、必要以上の装飾をしない。

ゴム（黒・紺・茶）またはピン（黒・紺・茶）とする。

- (2) パーマ、整髪料、染毛、脱色等はしない。

- (3) 化粧やマニキュアをしたり、ピアス、ネックレス、指輪などの装飾品をつけない。